

平成31年度 播磨町学童保育所利用児童の募集、及び利用説明会

学童保育所は、保護者が日中就労などのため家庭で保育できない子どもたちが生活する場所です。播磨町が設置し、指定管理者である特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペースが運営を行っています。

平成31年4月度の利用児童を募集します

▼対象 播磨町内の小学校に入学する新1年生を含む小学生で、保護者が就労などのため、放課後の保育を必要とする認められる児童

▼利用料金 全学年共通 8千円/月(8月は1万1千円)

▼延長利用料 2千円/月

▶開所時間

平日	下校時～18:00
土曜日、長期休業	8:00～18:00
延長時間	18:00～19:00

※日曜日、祝日、盆、年末年始などはお休みです。

▶施設名称(定員数)・電話番号

- ・播磨小学校学童保育所(60人) ☎079(437)0299
- ・蓮池小学校第一学童保育所(76人) ☎078(941)1141
- ・蓮池小学校第二学童保育所(58人) ☎078(941)1146
- ・蓮池小学校第三学童保育所(42人) ☎078(941)1900
- ・播磨西小学校第一学童保育所(49人) ☎078(436)3041
- ・播磨西小学校第二学童保育所(35人) ☎079(435)3332
- ・播磨南小学校第一学童保育所(55人) ☎078(941)1145
- ・播磨南小学校第二学童保育所(55人) ☎078(942)3100

※施設は児童が通学する小学校敷地内の学童保育所になります。

(希望者のみ)
※おやつ代、光熱水費、損害保険料などは別途負担が必要ですが、希望者のみお越しくださいます。

※兄弟で利用する場合や、生活保護世帯、単親世帯で町民税非課税世帯には、利用料金を減額する制度があります。

▼申込書の配布・受け付け 10月15日(月)～11月16日(金)正午～午後6時(祝日を除く月～土曜日)。各学童保育所で配布と受け付けをします

※申込書の配布は福祉グループでも行っています。提出は直接、各学童保育所へお願いします。

※利用審査を行い、後日結果を通知します。利用資格のある場合でも、定員の関係で希望する学童保育所を利用できない場合があります。

●利用希望者説明会

希望者のみお越しくください。
▼日時 11月7日(水)午後7時

▼場所 中央公民館視聴覚室
※一時保育があります。

▼問合せ 特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース ☎079(446)3635

福祉グループ ☎079(435)2362

各学童保育所
左の一覧を参照ください

平成30年度播磨町学童保育所 冬季休業期間中利用児童の募集

▼問合せ 特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース ☎079(446)3635

福祉グループ ☎079(435)2362
各学童保育所 上記参照

平成30年度冬休み期間中の利用児童を募集します。

▼対象 町内の小学校に在学する小学生で、保護者が就労などのため、冬休み期間中の保育が必要な児童

▼利用期間 12月22日(土)～1月5日(土)(日曜日、12月29日(土)～1月3日(木)は休み)

▼利用時間 午前8時～午後6時まで
延長時間(希望者のみ) 午後6時～7時

▼利用可能施設名称(募集予定人数)
・蓮池小学校第一学童保育所(5人程度)
・蓮池小学校第二学童保育所(5人程度)
・播磨西小学校第一学童保育所(10人程度)
・播磨西小学校第二学童保育所(10人程度)
・播磨南小学校第一学童保育所(5人程度)
・播磨南小学校第二学童保育所(5人程度)

※利用可能な学童保育所以外の校区に就学する児童も申し込みできます。

※学童保育所ごとに審査を行い、後日結果を通知します。通常利用優先のため、利用資格のある場合でも、定員の関係で利用できない場合があります。

▼利用料金 全学年共通 5千円

▼延長利用料 2千円/月(希望者のみ)

※利用料金は、利用日数に関わらず一括して12月末に納付してください。

※おやつ代、光熱水費、損害保険料などは別途負担が必要です。

※兄弟で利用する場合や、生活保護世帯、単親世帯で町民税非課税世帯には、利用料金を減額する制度があります。

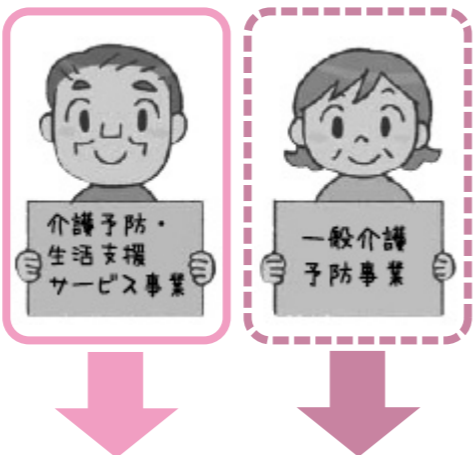
▼申込書の配布・受け付け 11月1日(木)～20日(火) 正午～午後6時(祝日を除く月～土曜日)。各学童保育所で配布と受け付けをします

※申込書の配布は、福祉グループでも行っておりますが、提出は直接、各学童保育所へお願いします。

高齢になっても播磨町で暮らしたいと願う人のための

介護予防・日常生活支援総合事業

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582



・いきいき100歳体操
・はつらつ広場
・高齢者の集いの場

介護予防サービス

- ・通所リハビリ
- ・訪問リハビリ
- ・訪問入浴
- ・訪問看護
- ・居宅療養管理指導
- ・ショートステイ
- ・福祉用具貸与、購入費支給
- ・住宅改修費支給 など

対象

要支援1・2の人

生活支援サービス事業

- ◎訪問型サービス(ホームヘルプ)
- ・介護予防型訪問サービス
- ・生活援助型訪問サービス
- ・シルバーエプロンサービス
- ◎通所型サービス(デイサービス)
- ・介護予防型通所サービス
- ・生活援助型通所サービス

対象

要支援1・2の人
事業対象者
※生活支援サービス事業のみを利用する人は、要支援認定の更新の際に、要支援認定を受けなくても「基本チェックリスト」を受けることで必要なサービスを利用することができます。地域包括支援センターへご相談ください。

知っていますか？

シルバーエプロンサービス

▼問合せ 播磨町地域包括支援センター

(播磨町福祉しあわせセンター内) ☎079(435)1841

シルバーエプロンサービスは、播磨町が提供している生活支援サービス事業の訪問型サービス(ホームヘルプ)の一つです。

対象 サービスを利用できるのは、要支援1・2の人のほか、事業対象者(基本チェックリストでこの事業の対象者であると確認された人)です。

内容 買い物、ゴミ出し、調理、掃除など、生活の支援を受けることができます。

※身体介助はしません。

利用料 1回150円
利用回数 事業対象者 週1～2回
要支援1の人 週1～2回
要支援2の人 週1～3回

どんな人が支援にきてくれるの？

生活支援サポーター研修了者がシルバー人材センターの会員となり、日常生活の支援をします。地域のなかでの助け合いの一つとして播磨町が委託しています。



※注 介護保険法が改正され、介護予防サービスの「訪問介護(ホームヘルプ)」と「通所介護(デイサービス)」は、播磨町が定める介護予防・生活支援サービス事業(以下「サービス事業」という)の「訪問型サービス」と「通所型サービス」として提供しています。

介護予防・日常生活支援総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と一般介護予防事業があります。

※注 介護保険法が改正され、介護予防サービスの「訪問介護(ホームヘルプ)」と「通所介護(デイサービス)」は、播磨町が定める介護予防・生活支援サービス事業(以下「サービス事業」という)の「訪問型サービス」と「通所型サービス」として提供しています。